

東京都ひとり親家庭
自立支援計画

平成17年4月
東京都福祉保健局

東京都ひとり親家庭
自立支援計画

目 次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨と性格	
2 計画期間	
3 本計画が目指すもの	
1 東京のひとり親家庭の状況	3
(1) 離婚件数の推移	
(2) ひとり親家庭の数	
(3) 就業の状況	
(4) 収入の状況	
(5) 住宅の状況	
(6) 子育て支援	
(7) ひとり親家庭の悩み	
(8) ひとり親家庭の相談状況	
2 ひとり親家庭の課題と施策の方向性	13
(1) ひとり親家庭の課題	
(2) 施策の方向性	
3 東京都の主なひとり親家庭施策の体系	22
4 具体的な支援策	23
おわりに	26

はじめに

1 計画策定の趣旨と性格

平成14年11月、近年の離婚件数の急増に伴うひとり親家庭の増加を踏まえ、その支援の充実を図るために「母子及び寡婦福祉法」「児童福祉法」及び「社会福祉法」の一部改正を内容とした「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、平成15年4月から施行されました。

この法改正では、母子家庭等及び寡婦に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立支援」に主眼が置かれ、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援などの総合的な対策の推進が定められるとともに、国及び地方公共団体における自立支援体制の整備についても規定が設けられました。

また、経済情勢の変化により母子家庭の母の就業が一層困難になっていることにかんがみ、平成15年7月には、平成20年3月までの時限立法として、「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」が策定されました。

ひとり親家庭の親は、子育てをすることと、就業し生計を成り立たせるという二つの役割を一人の親が行わなければなりません。そのため、ひとり親になった直後から、経済的、社会的、精神的に不安的な状態におかれがちとなり、住居、収入、養育などの面で様々な課題を抱えています。

東京都では、これまでも、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業やひとり親家庭医療費の助成など、区市町村と連携しながら、ひとり親家庭への総合的な施策を展開し、きめ細かな支援を行ってきました。

本計画は、こうした取組をさらに進め、母子及び寡婦福祉法第4条に規定するひとり親家庭の自立への努力を支援するために、同法第12条の規定に基づき、東京都が実施する施策及び区市町村等に対する支援策を取りまとめたものです。

また、この計画は、次世代育成支援対策推進法第9条に基づき策定する「次世代育成支援東京都行動計画」に包含されるものです。

2 計画期間

本計画は、平成17年度を初年度とする平成21年度までの5年間の計画です。

3 本計画が目指すもの

国は、平成15年3月、母子及び寡婦福祉法第11条に基づき、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を定めました（平成16年2月一部改正）。この方針は、地方公共団体の定める計画の指針となるもので、施策の基本となるべき事項として、国、都道府県及び区市町村の役割分担と連携、相談機能の強化、福祉と雇用の連携の3点を挙げています。

東京都は、こうした国の指針やこれまでの都の取組を踏まえ、次のように3つの理念を定め、

身近な地域で相談とサービス提供を一体的に行う体制の整備

離婚直後からの就業支援による、ひとり親家庭の就業による自立を柱とした、ひとり親家庭の施策を強力に進めていきます。

3つの理念

- 1 ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図る。
- 2 ひとり親家庭の子どもの健やかな育ちを支援する。
- 3 ひとり親家庭の親子が地域で安心して生活できる条件を整備する。

1 東京のひとり親家庭の現状

(1) 離婚件数の推移

「人口動態統計」(厚生労働省)によると、全国の離婚件数は、昭和 39 年以降毎年増加し、昭和 58 年をピークに減少しましたが、平成 3 年から再び増加しています。平成 15 年には若干減少しましたが、約 28 万 4 千件に上っています。

東京における離婚件数も、全国とほぼ同じ傾向をたどっており、昭和 63 年から再び増加しています。平成 15 年には若干減少しましたが、約 2 万 8 千件となっています。また、離婚率をみると常に全国を上回っており、平成 15 年の離婚率は、人口千人あたり 2.28 件となっています。

(2) ひとり親家庭の数

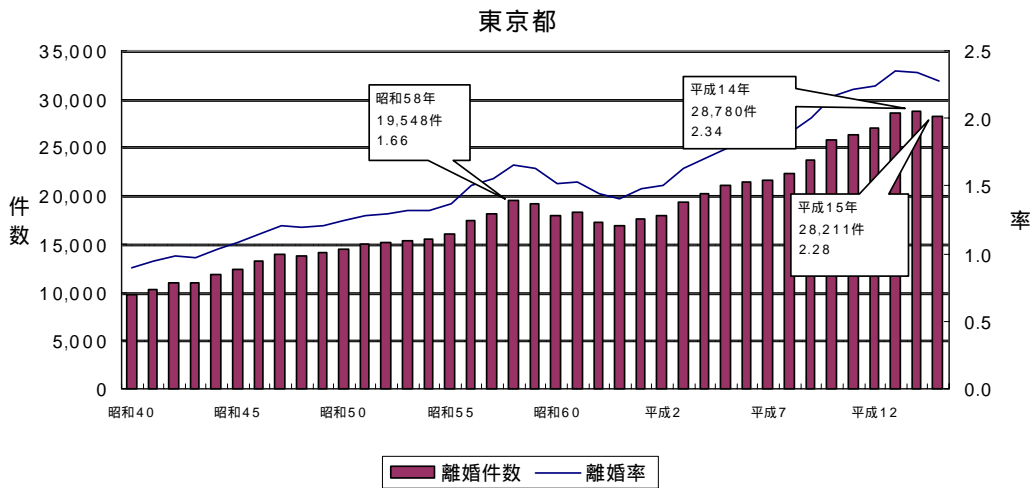
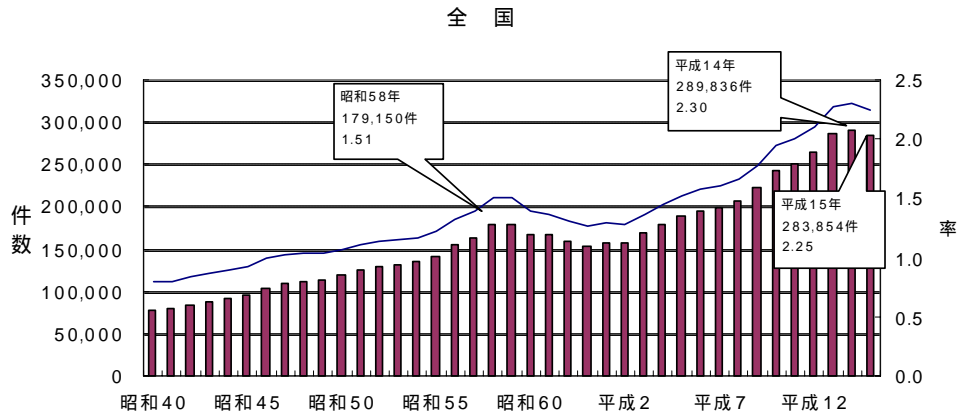
全国のひとり親家庭は、5 年毎に行われる「全国母子世帯等調査(平成 15 年 11 月 1 日現在)」によると、1,399,200 世帯、そのうち、母子世帯が 1,225,400 世帯、父子世帯が 173,800 世帯と推計されています。このうち、母子世帯になった理由をみると、(1)で述べた離婚や未婚の母の増加により生別世帯が増加し、全体の 87.8%となっています。また、父子世帯では、生別世帯が 80.2%となっています。

一方、東京のひとり親家庭は、「都民の生活実態と意識(平成 13 年度東京都社会福祉基礎調査報告書)」で得られた数値を基にすると、平成 16 年の母子家庭は 118,100 世帯(全世帯の 2.05%)、父子家庭は 20,700 世帯(0.36%)と推計されます。

また、平成 14 年 10 月に 20 歳未満の子どもを養育するひとり親家庭 1200 世帯を対象に調査した「東京の子どもと家庭(平成 14 年度東京都社会福祉基礎調査報告書)」の中で回答していただいた方(無回答を除く 606 世帯)のデータをみると、母子世帯の 81.3%、父子世帯の 62.1%が離婚、未婚、非婚を理由とした生別世帯となっています。

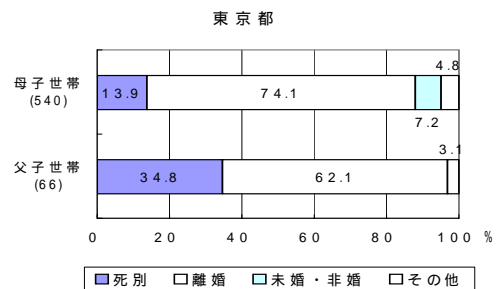
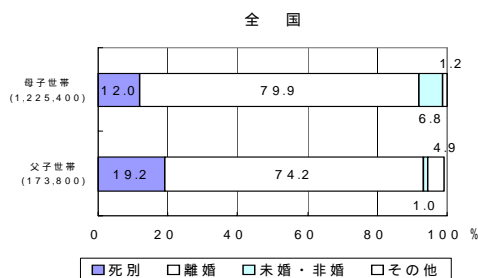
(以下の記述は、特に記載がない場合、「東京の子どもと家庭(平成 14 年度東京都社会福祉基礎調査報告書)」によります。)

離婚件数、離婚率



厚生労働省「人口動態統計」

ひとり親になった理由



「全国母子世帯等調査」

「平成14年度東京都社会福祉基礎調査報告書」

構成比については、小数点第2位以下を四捨五入してあるため、総数と内訳の合計は一致しない場合がある。

(3) 就業の状況

(母子家庭)

母子家庭の就業状況をみると、85.2%が働いており、そのうち、「主に仕事」が74.8%、「家事などのかたわらに仕事」が10.1%となっています。また、雇用形態をみると、「常用勤労者」は55%で、「パート・アルバイト・日雇・内職」が37%、「自営業」が6.3%となっています。

また、一週間の就労日数をみると、「5日」が58.6%、「6日」が19.7%、「4日」が10.7%となっています。

(母子家庭の母親の転職意向と取得希望の資格)

母子家庭のうち、働いている親で転職を希望しているのは30.4%で、その理由は「将来が不安」が69.5%、「収入がよくない」が68.8%、「労働時間が合わない」が33.8%、「仕事の内容がよくない」が20.1%などとなっています。

また、母子家庭の母親の66.7%が、資格等の取得について、「取りたいと思う」「取りたいと思うが余裕がない」と答え、資格取得の希望を持っています。

取得したい資格としては、「パソコン・OA関係」35.8%、「介護福祉士」11.6%、「自動車免許」が6.5%の順になっています。

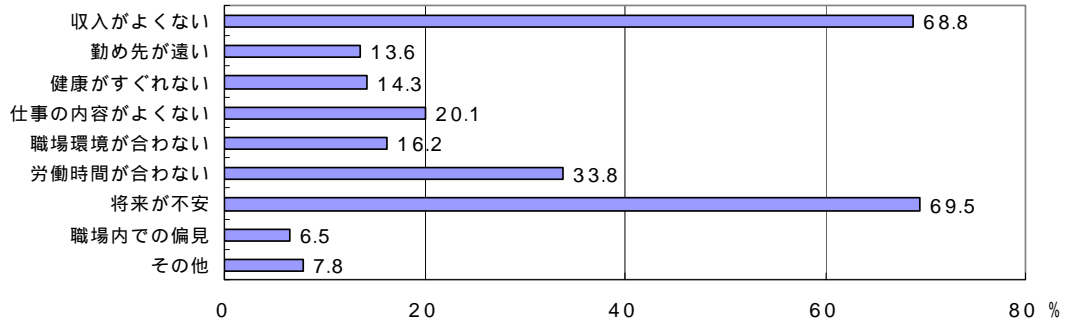
一方、取得できない理由は「費用を払う余裕がない」が56.8%、「勤め先を休めない」が20.5%、「育児のため時間がない」が10.0%となっています。

(父子家庭)

父子家庭の就業状況をみると、91.1%が働いており、そのうち、「主に仕事」が87.2%、「家事などのかたわらに仕事」が2.6%となっています。また、雇用形態をみると、「常用勤労者」は68.9%で、「パート・アルバイト・日雇・内職」が4.1%、「自営業」が24.3%となっています。

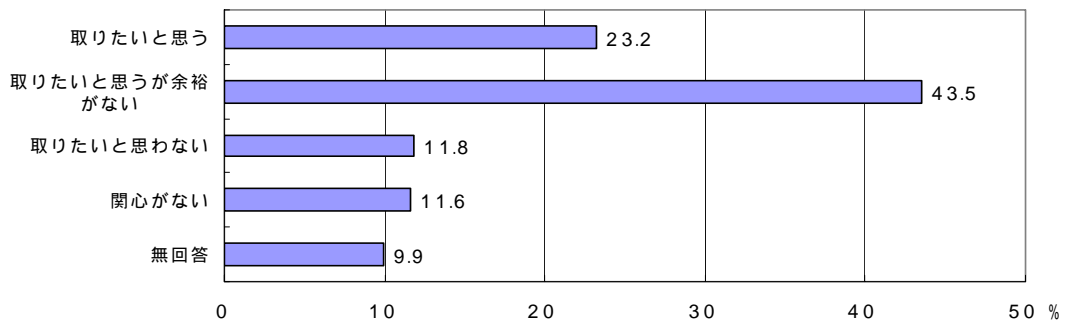
母子家庭

転職したい理由 (総数154)



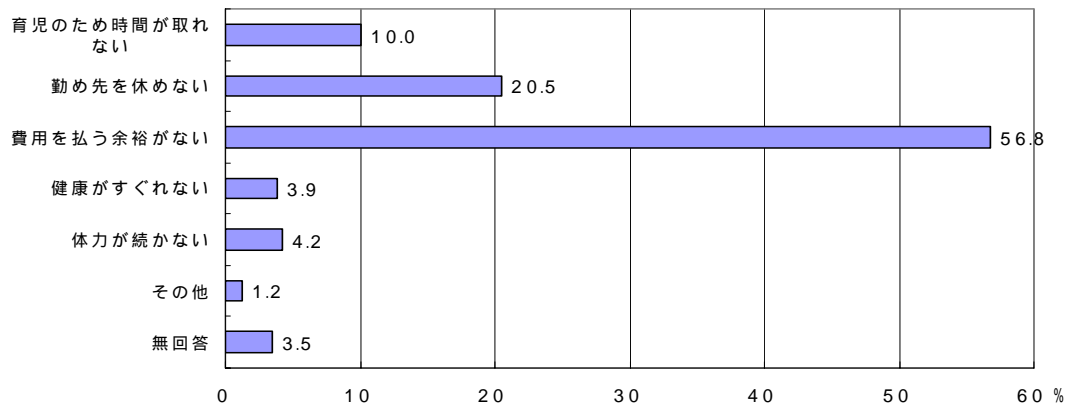
「平成14年度東京都社会福祉基礎調査報告書」

資格の取得希望 (総数595)



「平成14年度東京都社会福祉基礎調査報告書」

取得できない理由 (総数271)



「平成14年度東京都社会福祉基礎調査報告書」

また、一週間の就労日数をみると、「5日」が43.7%、「6日」が43.7%、「4日」が5.6%となっており、就労状況は母子家庭と大きく異なります。

(父子家庭の父親の転職意向と取得希望の資格)

父子家庭のうち、働いている親で転職を希望しているのは9.9%にとどまっています。転職希望の理由は「収入がよくない」が85.7%、「将来が不安」が28.6%、「職場環境が合わない」が14.3%となっており、母子家庭であげられた「労働時間が合わない」「仕事の内容がよくない」といった理由は挙げられていません。

また、母子家庭では66.7%に上った、資格取得の希望も30.8%にとどまっています。取得したい資格としては、母親と同様「パソコン・OA関係」20.8%がトップで、「介護福祉士」16.7%、「経理、簿記関係」16.7%と続いています。

一方、取得できない理由は、「育児のため時間が取れない」「勤め先を休めない」がともに33.3%で、「費用を払う余裕がない」は25.0%となっています。

(4) 収入の状況

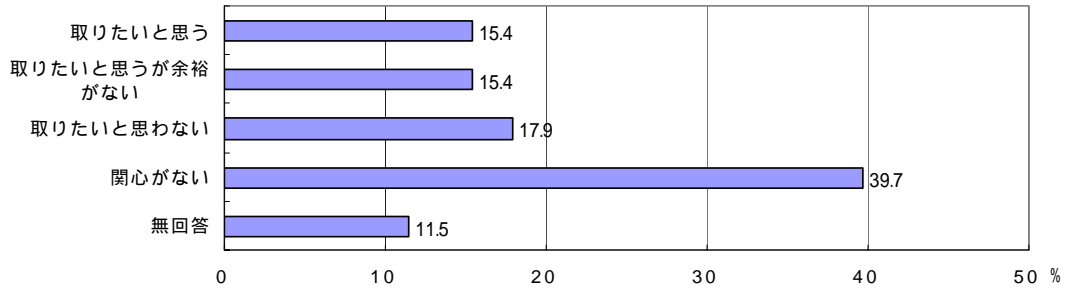
母子家庭の世帯の年間収入をみると、200万円未満と200～400万円未満がともに35%と最も多くなっています。一方、父子家庭の世帯の年間収入をみると、400～600万円未満が最も多く33.3%、ついで600～800万円未満、200～400万円未満が17.9%となっています。

そのうち、小学生までの子どもを養育する家庭の状況をみると、母子家庭では、200万円未満が40.1%、200～400万円未満が33.0%、400～600万円未満が11.3%、父子家庭では400～600万円未満が42.2%、600～800万円未満が22.2%、200～400万円未満が17.8%となっています。

一方、小学生までの子どもを養育する両親のいる家庭(4,297世帯が回

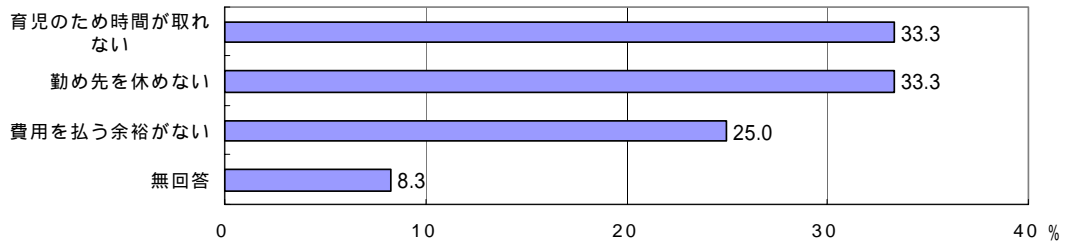
父子家庭

資格等の取得希望（総数78）



「平成14年度東京都社会福祉基礎調査報告書」

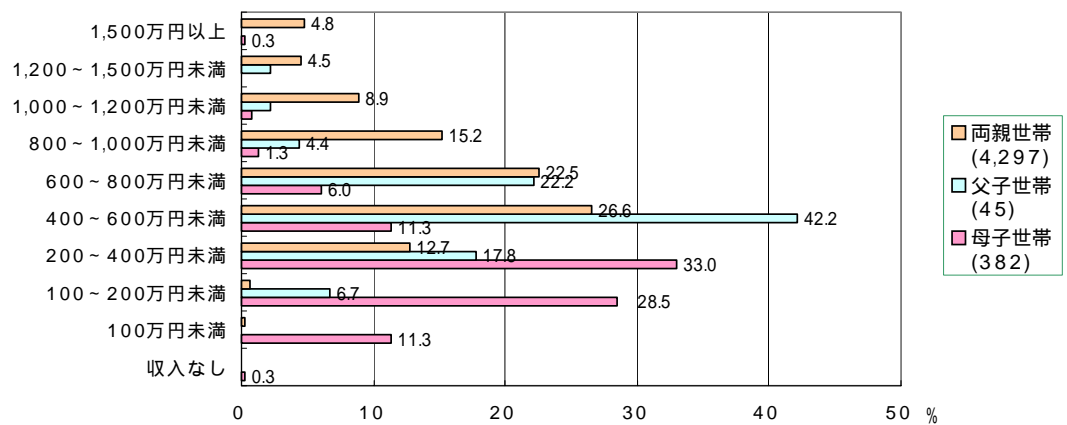
取得できない理由（総数12）



「平成14年度東京都社会福祉基礎調査報告書」

収入の状況

世帯の年間収入（小学生までの子どもを養育する世帯）



「平成14年度東京都社会福祉基礎調査報告書」

答)をみると、400～600万円未満26.6%、600～800万円未満22.5%、800～1,000万円未満15.2%、200～400万円12.7%となっており、ひとり親家庭の年間収入、特に母子家庭は、母親の約85%が就業しているにもかかわらず、低い水準にとどまっていることが分かります。

養育費についてみると、ひとり親になった理由が「生別（離婚、未婚・非婚）」のうち、養育費の取り決めをしているひとり親家庭は36.5%で、養育費を受け取っている家庭は、22.1%と更に少ないのが実情です。

受け取っている養育費の月額額は、「40,000円～60,000円未満」が26.4%で最も多く、ついで「20,000円～40,000円未満」が23.6%、「100,000円以上」が14.2%、「60,000円～80,000円未満」が9.4%となっています。

(5) 住宅の状況

住居の種類をみると、母子家庭では、「持家」が33.4%、「借家・賃貸住宅等」が64.2%で、そのうち「民間アパート・マンション」が35.1%、「公営住宅」が11.9%、「公社・公団（賃貸）」が6.4%となっています。

また、父子家庭では、「持家」が39.7%、「借家・賃貸住宅等」が59.0%で、そのうち「民間アパート・マンション」が32.1%、「公営住宅」が9.0%、「公社・公団（賃貸）」が5.1%となっています。

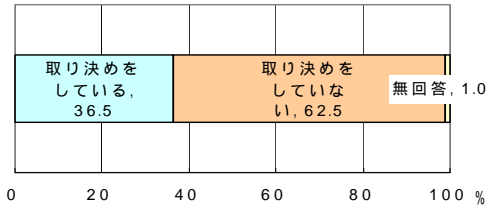
(6) 子育て支援

就学前の子どもがいる家庭の状況の保育時間と勤務時間の関係を見ると、ひとり親家庭では「保育時間に合わせて仕事を調整している」家庭が、39.1%います。一方、両親が育てている家庭では、30.3%となっています。

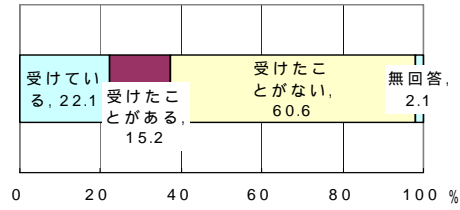
子どもを預けていて不満に思うこととして、ひとり親家庭では、「子どもが病気のと看利用できない」43.1%（両親が育てている家庭は23.1%）、「夜間や休日に利用できない」23.4%（両親が育てている家庭12.8%）で、保育所の開所時間の延長や病後児保育など、多様な保育ニーズが存在していることが分かります。

養育費

養育費の取り決め状況 (総数480)



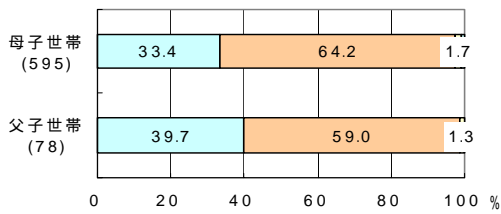
養育費の受給の有無 (総数480)



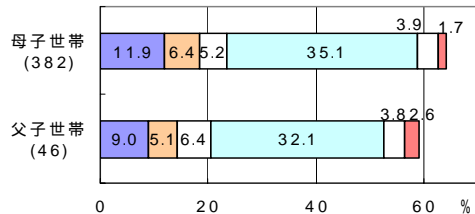
「平成14年度東京都社会福祉基礎調査報告書」

住居の状況

住居の種類



借家・賃貸住宅等の内訳

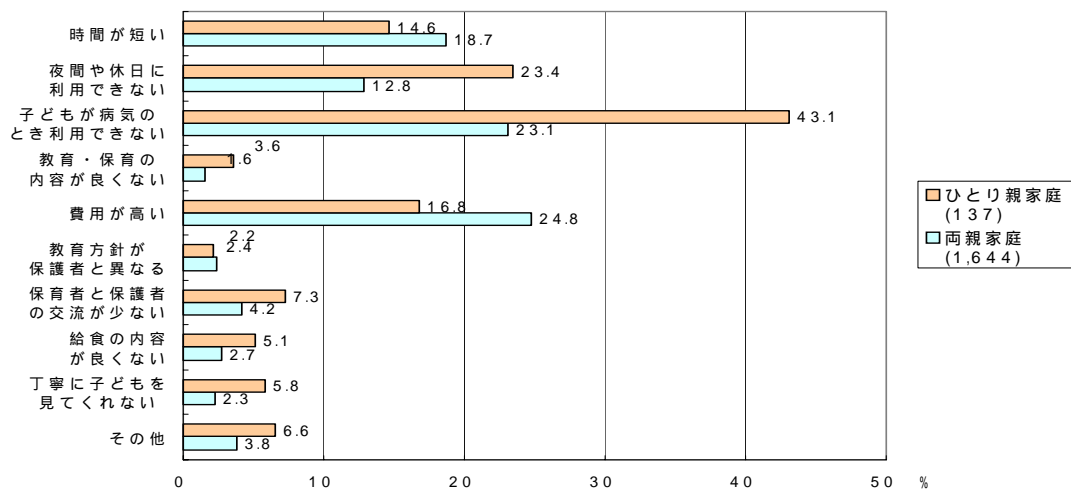


□持家 □借家・賃貸住宅等 □その他 □無回答

■公営住宅 ■会社・公団 ■借家 ■民間アパート・マンション □間借り ■社宅等

「平成14年度東京都社会福祉基礎調査報告書」

子どもを預けていて不満に思うこと



「平成14年度東京都社会福祉基礎調査報告書」

また、ひとり親家庭に、「出産や子育てに必要と思われること」を尋ねたところ、「子どもや病気やけがをしたときに休暇を取れる制度」(母子家庭 46.4%、父子家庭 30.7%)、「子育てに理解ある職場環境の整備」(43.3%、29.3%)、「育児手当などの充実」(34.5%、29.3%)の順になっています。

さらに、「子育てをする上で整備してほしいもの」は、「子どもを安心して遊ばせられる公園」(母子家庭 47.4%、父子家庭 42.7%)ですが、次いで「就学後の子どもを預かってくれるところ」(40.2%、13.3%)、「気軽に相談できる場所」(27.4%、25.3%)が挙げられており、両親で育てている家庭より高い数値を示しています。

(7) ひとり親家庭の悩み

ひとり親家庭になった当時困ったこと、また現在困っていることをみると、母子家庭では、当時困ったことは、「家計」(67.6%)、「仕事」(49.6%)、「住居」(37.5%)の割合が多くなっています。また、現在困っていることは、「家計」(55.1%)、「子どもの教育・進路・就職」(40.7%)、「仕事」(31.8%)の順に高くなっています。

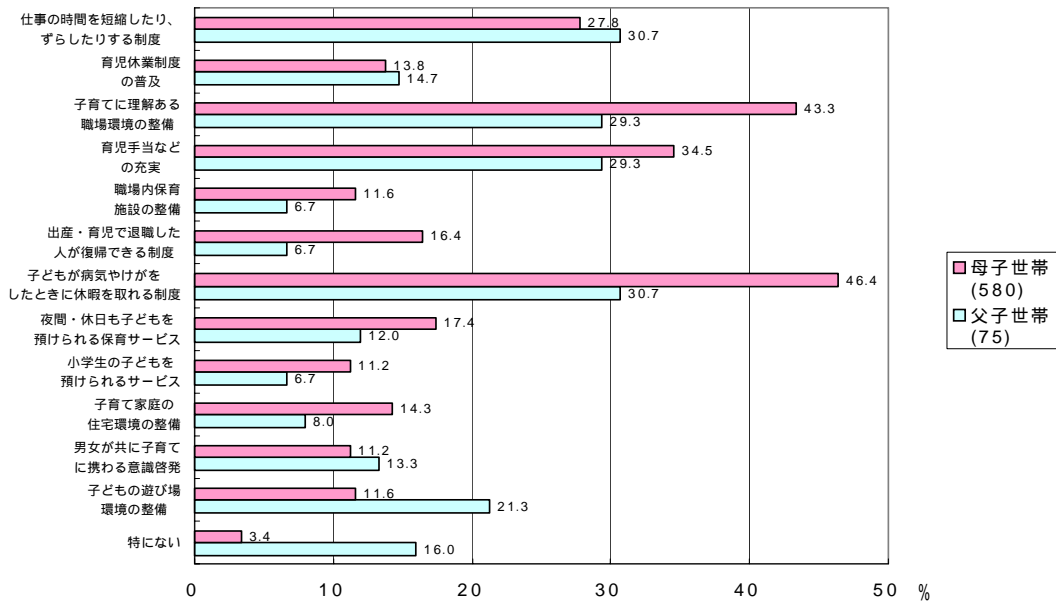
一方、父子家庭では、当時困ったことは、「家事」(48.7%)、「子どもの教育・進路・就職」(33.3%)、「仕事」(30.8%)の割合が多くなっています。また、現在困っていることも、「家事」(34.6%)、「子どもの教育・進路・就職」(34.6%)、「仕事」(26.9%)の割合が多くなっています。

また、子育ての悩みやストレスでは、両親で育てている家庭に比べて、「子どもの教育のこと」(「よくある」「ときどきある」を合わせると、母子家庭 75.3%、父子家庭 62.7%、それ以外 59.5%)、「子育てと仕事との両立」(母子家庭 68.9%、父子家庭 52.1%、それ以外 37.8%)が高くなっています。

(8) ひとり親家庭の相談状況

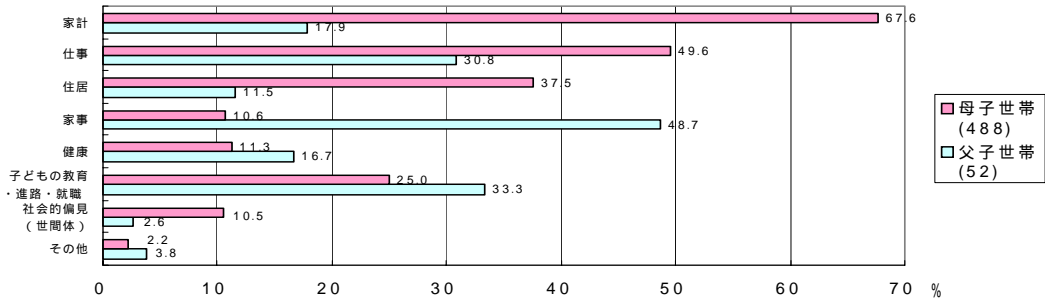
区市や都の各福祉事務所には、母子及び寡婦福祉法第8条に基づき、母子家庭等からの相談に応じ、自立に必要な情報提供・指導や求職活動等の

出産や子育てに必要なと思われること



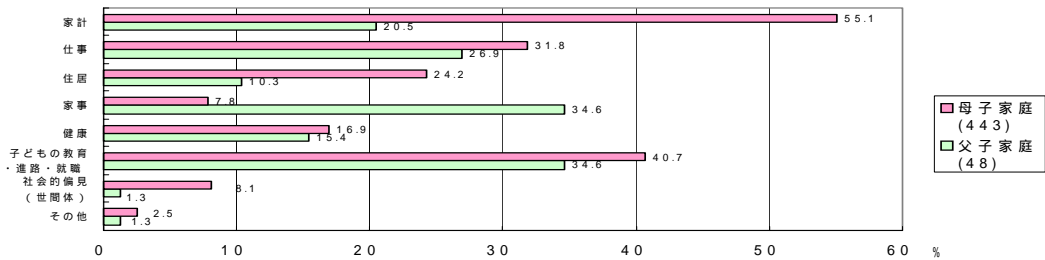
「平成 14 年度東京都社会福祉基礎調査報告書」

ひとり親になった当時困ったこと



「平成 14 年度東京都社会福祉基礎調査報告書」

現在困っていることの内容



「平成 14 年度東京都社会福祉基礎調査報告書」

支援を行うために、母子自立支援員が配置されています。

平成 15 年度に母子自立支援員が行った相談件数は 77,452 件で、ひとり親家庭の増加もあって、平成 10 年度の 61,681 件に比べて、1.26 倍となっています。

具体的な相談内容は、福祉資金の貸付や児童扶養手当の相談等経済的支援に関することが 28,110 件（36.3%）、住宅や就業、家事援助等生活一般に関すること 27,189 件（35.1%）など、多岐にわたっています。また、生活一般に関する相談には、配偶者暴力被害に関する相談 2,935 件（3.8%）も含まれています。

母子自立支援員からは、他の母子家庭に会ったことがない母親が多く、当事者同士の交流が進んでいないため、一人で悩みを抱え込んで相談に来た事例も多く報告されています。

2 ひとり親家庭の課題と施策の方向性

(1) ひとり親家庭の課題

ひとり親家庭の現状と課題は、以下のようにまとめることができます。

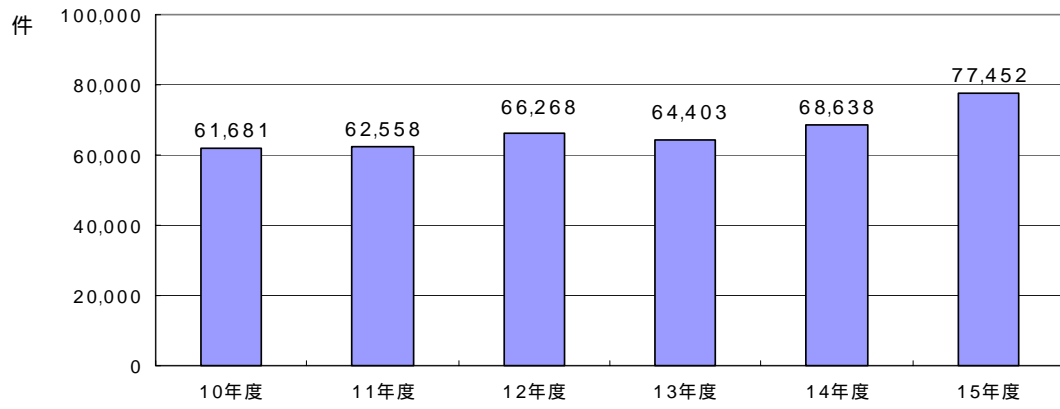
(母子家庭)

母子家庭は、増加していますが、就業状況は、子どもを抱えながら、「パート・アルバイト・日雇・内職」といった形態で働いている人も少なくなく、収入の状況も 200 万円未満が 35%、小学生までの子どもを養育している家庭では 200 万円未満が 40.1%と、かなり低い収入状況にあります。

そのため、転職を希望している人が 30.4%おり、その理由も「収入がよくない」「将来が不安」が高い割合となっています。また、悩みも、ひとり親になった当時から現在も、「家計」について困っているとの回答が最も多くなっています。

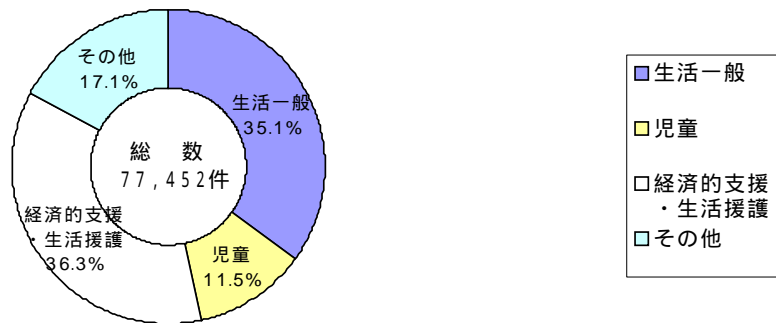
母子家庭の母親の場合、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により就業が中断していたことに加え、事業主側の母子家庭に対する理解不足、

母子自立支援員の新規相談件数



東京都「社会福祉統計年報 平成 15 年度」

具体的な相談内容（平成 15 年度）



東京都「社会福祉統計年報 平成 15 年度」

求人の際の年齢制限の問題など、就職や再就職には困難が伴うことが多いと言われてしています。そのため、母子家庭の母親の66.7%が、資格等の取得希望を持っている一方で、取得できない理由として費用負担や仕事の都合を挙げています。

また、相談の現場からは、精神的な問題や働く意欲の欠如など、就業以前の問題を抱えている母親が少なくないことも報告されています。

さらに、離婚により転居する割合が高いため、ひとり親になった当時困ったこととして、「住居」が三番目にあがっています。特に、東京の一畳あたりの家賃は、公営住宅、民間住宅とも、全国の約2倍（総務省「平成14年家計調査」となっており、負担が大きくなっています。

(父子家庭)

父子家庭についても、増加傾向にあり、離婚が増加する中で生別家庭も増加しています。就業状況を見ると、91.0%が就業しており、常用勤労者、自営業者をあわせると93.2%にのぼっており、転職を希望している人は9.9%にとどまっています。

父子家庭で、ひとり親になった当時困ったこと、現在困っていることも、「家事」が最も多くなっています。

(子育て支援)

ひとり親家庭で、子どもを預けていて不満に思うことでは、「子どもが病気のとき利用できない」「夜間や休日に利用できない」が高く、出産や子育てに必要と思われることでは、「子どもが病気やけがをしたときに休暇を取れる制度」「子育てに理解ある職場環境の整備」の要望が高くなっています。

子育てをする上で整備してほしいものでは、「就学後の子どもを預かってくれるところ」「気軽に相談できるところ」が高く、また、子育ての悩みやストレスでは、「子どもの教育のこと」、「子育てと仕事との両立」が高くなっています。

このように、ひとり親家庭への支援としては、就業支援、相談体制

の整備、子育て支援・生活の場の整備、経済的な支援が重要です。特に、母子家庭に対しては、就業支援、より収入の高い就業を可能にするための支援が必要です。

(2) 施策の方向性

就業支援

失業中や未就業で就業経験に乏しい人には、まず、就業能力の向上を図り、就業に結び付けていくことが必要です。

また、相談者が、職業適性に関して客観的な判断をし、現状の求職情報を把握して、適切な職業の選択を行うことのできるように情報提供等の支援も必要です。

特に、離婚直後のひとり親家庭の母親への就業支援は、就業から遠ざかっていたことも考慮し、職業人としてのマナーから、面接の受け方、履歴書の書き方等にいたるまで、ノウハウ面のきめ細かな支援が重要となります。

また、現在就業している人でも、就業経験やスキル不足もあり、パート・アルバイトなどが多く、低収入や不安定な収入となっています。

このため、未就業者や失業中の人をはじめ、現在就業している人も、安定した就業により十分な収入を得ることができるよう、職業能力向上のための訓練やスキルアップ・資格取得の支援が必要です。

こうしたことを踏まえ、母子家庭等就業・自立支援センターにおいては、東京しごとセンター、ハローワーク、区市町村、母子自立支援員、地区母子福祉団体、NPO等と連携しながら、職業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供など、総合的な就業支援を行っていきます。

また、平成15年度に法定化された母子家庭自立支援給付金（自立支援教育訓練給付、母子家庭高等技能訓練促進費）や技能習得期間中の生活資金貸付制度などを活用した、職業能力向上に向けた取組を進めます。

就業支援

(状況に応じた就業への支援)

ア 就業経験が十分ではない親への就業支援

母子自立支援員と地区母子福祉団体、NPO 等の連携強化による就業能力の向上に向けた支援

イ 離婚直後の母親への就業支援

母子家庭等就業・自立支援センターと NPO の連携による履歴書の書き方、面接の受け方、職業人としての心構え等の講座の開催

ウ 失業、未就業者への支援

母子家庭等就業・自立支援センターの無料職業紹介所許可取得による求職情報提供の充実

東京しごとセンターによる就業を支援するためのセミナーや、カウンセリング、職業紹介などの実施

ハローワーク（就業を支援するためのセミナーや、カウンセリング、職業紹介などの実施）との連携

公共職業訓練の実施（母子家庭の母等に対する職業訓練受講機会の確保など）

母子自立支援プログラム策定事業のモデル実施

地区母子福祉団体と区市の連携強化による雇用機会の創出のための情報提供

(転職希望者等へのスキルアップ支援)

母子家庭自立支援給付金事業を活用した資格取得のための区市の取組促進

母子家庭自立支援給付金事業等や就労支援講座等の効果的な活用による、安定した就業確保のためのスキルアップ支援

(事例の収集と活用)

各種助成金や職業訓練などを活用して安定した就業により収入の安定を図った事例を収集・分析し、取りまとめる。

取りまとめた事例を活用し、母子自立支援員の就業支援力の向上を図る。

相談体制の整備

ひとり親家庭、特に母子家庭は、経済的、社会的、精神的に不安定な状態におかれがちになるとともに、収入、住居という生活の問題から子育ての悩みや子どもの教育にいたるまで、多くの問題や困難を抱えています。場合によっては、親が1人で悩みを抱え込み、不適切な養育に繋がった例も報告されています。

こうした家庭に対しては、個々の家庭が抱えている問題に対する相談から福祉サービス提供に至るまでの、きめ細かな配慮と支援が求められます。

また、ひとり親家庭は、孤立していることが多いと言われているため、支援策等の情報がいき届くしくみをつくる必要もあります。

ひとり親家庭が子育てをする上で整備してほしいものの上に「気軽に相談できる場所」が挙げられており、身近なところでひとり親家庭の親の心情にも配慮したサービスを提供するためには、区市町村が地区母子福祉団体やNPO等、様々な関係者と連携しながら、きめ細かな施策を展開することが重要です。

同時に、子ども家庭支援センターや児童相談所、保健所などの機関との連携により、親子の精神的ケアの充実を図ることも重要です。

こうした相談体制の強化の中で重要な役割を担うのが、母子自立支援員です。母子及び寡婦福祉法の改正により、母子自立支援員の配置は区市まで拡大され、業務も職業能力の向上と求職活動に関する支援が追加されました。その結果、母子自立支援員は、問題の把握、解決に必要なかつ適切な助言や情報提供を行うなど、母子家庭等に対する総合的な相談窓口として重要な役割を担うことが求められています。

都は、区市町村における相談体制の整備、充実を支援するとともに、児童相談所、保健所等との連携を強化します。また、研修の実施などにより母子自立支援員の援助能力の向上を図ります。

さらに、ひとり親家庭の自立を総合的に支援するために、「ひとり親家庭総合支援事業」を通じて、ひとり親家庭専門相談事業など区市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援します。

相談体制の整備

(地域での相談体制の確立)

福祉事務所、児童相談所、地区母子福祉団体、NPO 等関係機関の連携強化による相談体制の整備

母子自立支援員等による離婚直後からのひとり親家庭に対するきめ細かな情報提供

(母子自立支援員の援助力の向上)

母子自立支援員に対する新任、専門研修など体系的研修の実施
母子自立支援員の定例会開催による情報交換・事例研究の実施

子育て支援・生活の場の整備

(子育て支援)

ひとり親家庭の現状でみたように、ひとり親家庭では「保育時間に合わせて仕事を調整している」世帯が、約 4 割います。また、不満に思うこととして、「子どもが病気のと看利用できない」「夜間や休日に利用できない」があげられています。さらに、整備してほしいものとして、「就学後の子どもを預かってくれるところ」が挙げられています。

すでに、各区市町村では、保育所や学童クラブの利用について、優先的に利用できるしくみがありますが、自治体によっては待機児童が多く存在することから、年度途中の利用は困難になっているのが現実です。

また、休日保育、夜間保育、病後児保育など、不規則勤務や交代制勤務が多い大都市特有の保育ニーズに対しては、認可保育所は十分に対応でき

ていない状況があります。また、学童クラブの利用時間も午後 6 時までのところが多く、利用者のニーズに合っていない。

都は、大都市の保育ニーズを踏まえた区市町村における保育サービス充実の取組を支援します。

また、家事や育児等の日常生活を営むのに著しく支障をきたしているひとり親家庭に対し、一定の期間、家事や育児などを行うホームヘルパーを派遣する市町村を支援します。

(生活の場の整備)

ひとり親家庭にとって、住宅問題は大きな比重を占めています。都営住宅のポイント方式によるあき家住宅募集などの優先入居により、住宅の確保に努めます。

特別な援助を必要とする親子や配偶者暴力被害者等が、地域で安心して生活できる場の確保も重要な課題となっています。母子生活支援施設は地域によって偏在しているため、母子生活支援施設の広域的な活用が必要です。

子育て支援・生活の場の整備

(多様な働き方を支える子育て支援の推進)

ショートステイ、トワイライトなど子育て支援策の充実
各事業のひとり親家庭優先利用の活用
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業などひとり親家庭独自の支援策の実施

(安心して生活できる場の確保)

都営住宅の優先入居枠の確保
配偶者暴力被害者など母子生活支援施設等を活用した広域対応のしくみづくり

経済的な支援

(児童育成手当の支給等)

ひとり親家庭の現状で述べたように、母子家庭の年収は、400万円未満が70%となっています。さらに、小学生までの子どもを養育する家庭に限定すると、40.1%が200万円未満と低い水準にあります。

母子家庭の悩みの第1位は、常に、「家計」です。

都は、ひとり親家庭に対し、独自に児童育成手当を支給するほか、母子家庭等に対し福祉資金の貸付等を実施するなど、経済的な面からも自立を支援します。

(養育費の確保)

ひとり親家庭の収入は、就業による収入や児童育成手当などのほか、離れて生活する親からの子どもの養育費があります。

しかし、実際に養育費を受け取っている家庭は、22.1%と非常に少なく、その確保のための支援が必要です。

改正母子及び寡婦福祉法でも、離れて生活する親の扶養義務の履行を確保することが明記されましたが、子どもを健やかに育成する観点から、養育費の確保は重要です。

都は、母子自立支援員の法的知識の向上を図るとともに、東京ウィメンズプラザの法律相談、東京都女性相談センターの特別相談、区市や法律扶助協会が実施する法律相談など、相談機関相互の連携により、養育費確保の支援に取り組みます。

経済的な支援

(自立に向けた経済的支援)

手当や貸付制度などによる自立支援

(養育費の確保)

関係機関の連携による子どもの養育費確保の支援

3 東京都の主なひとり親家庭施策の体系

就業支援

- ・母子家庭等就業・自立支援センターによる就業の支援等
- ・母子家庭自立支援教育訓練給付金事業
- ・母子家庭高等技能訓練促進費事業
- ・母子家庭常用雇用転換奨励金事業
- ・東京しごとセンター事業
- ・公共職業訓練の実施
- ・（新）母子自立支援プログラム策定事業のモデル実施
- ・就業支援の事例の収集と活用

相談体制の整備

- ・母子自立支援員の資質の向上（母子自立支援員研修）
- ・ひとり親家庭等電話相談事業
- ・ひとり親家庭総合支援事業

子育て支援・ 生活の場の整備

- ・保育等
通常保育事業（認可保育所、認証保育所、家庭福祉員）、
夜間保育事業、延長保育事業、休日保育事業、病後児保育事業
- ・学童クラブ運営費補助事業
- ・子ども家庭在宅サービス
（ショートステイ、トワイライトステイ、一時保育など）
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・ひとり親家庭総合支援事業（再掲）
- ・ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業
- ・都営住宅の優先入居
- ・母子生活支援施設的环境改善等
- ・婦人相談所・婦人保護施設的环境改善等
- ・母子緊急一時保護事業

経済的な支援

- ・児童扶養手当・児童育成手当・母子福祉資金貸付
- ・ひとり親家庭医療費助成

4 具体的な支援策

就業支援

	母子家庭等就業・自立支援センターによる就業の支援等	福祉保健局
<p>ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、母子家庭等就業・自立支援センターが、無料職業紹介所の許可を取得して就職情報の提供等を行うほか、ひとり親家庭の自立促進講習会や相談指導者の研修会を実施します。</p>		
	母子家庭自立支援教育訓練給付金事業 <small>【実施主体:区市、町村については都】</small>	福祉保健局
<p>母子家庭の母親の就業を支援するため、教育訓練を受講した場合に、その経費の一部を給付する事業について、全区市町村での実施を促進します。</p> <p>16年度末現況 8区市・13町村 事業目標(21年度) 都内全域での実施</p>		
	母子家庭高等技能訓練促進費事業 <small>【実施主体:区市、町村については都】</small>	福祉保健局
<p>母子家庭の生活の安定に役立つ資格取得を促進するため、一定の訓練期間にかかる訓練促進費を支給して、負担の軽減を図る事業について、全区市町村での実施を促進します。</p> <p>16年度末現況 6区市・13町村 事業目標(21年度) 都内全域での実施</p>		
	母子家庭常用雇用転換奨励金事業 <small>【実施主体:区市、町村については都】</small>	福祉保健局
<p>母子家庭の母親の常用雇用を推進するため、短期間の有期雇用者として雇い入れた後、6か月以内に、OJT計画に基づく訓練を行った上で、常用雇用へ転換した事業主に対して、一時金を支給します。</p> <p>16年度末現況 2区市・13町村 事業目標(21年度) 都内全域での実施</p>		
	東京しごとセンター事業	産業労働局
<p>東京しごとセンターにおいて、一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなカウンセリングや再就職支援セミナーを実施するほか、能力開発、職業紹介を行うことにより、就業を支援します。</p>		
	公共職業訓練の実施	産業労働局
<p>技術専門校において、求職者等を対象とし職業に必要な知識・技能を習得させるため、職業訓練を実施します。また、母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図ります。</p>		

	(新)母子自立支援プログラム策定事業のモデル実施	福祉保健局
<p>児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の職業的自立を促進するために、福祉事務所に自立支援プログラムを策定する母子自立支援プログラム策定員(仮称)を配置し、母子自立支援員との連携のもとにプログラムを策定の上、母子家庭等就業・自立支援センターやハローワークなどとも密接に連携して、就業に結びつく支援をモデル実施します。</p>		
	就業支援の事例の収集と活用	福祉保健局
<p>区市町村と連携して、各種助成金や職業訓練などを活用して、安定した就業により収入の確保を図った事例を収集、分析、取りまとめ、それを活用して、母子自立支援員の就業支援力の向上を図ります。</p>		

相談体制の整備

	母子自立支援員の資質の向上(母子自立支援員研修)	福祉保健局								
<p>身近な地域において、ひとり親家庭からの相談に的確に対応していくため、母子自立支援員の研修の内容を充実し、カウンセリングの精神や技法、サービスのコーディネートなど総合的な支援力の向上を図ります。</p>										
	ひとり親家庭等電話相談事業	福祉保健局								
<p>仕事や家事のため平日の相談が困難なひとり親家庭等からの相談に対応するため、日曜日、祝日の電話相談を実施します。</p>										
	ひとり親家庭総合支援事業	[実施主体:区市町村] 福祉保健局								
<p>ひとり親家庭の自立を総合的に支援するため、地域の実情に応じて、柔軟に事業を実施する区市町村を支援します。 (対象事業)</p> <table border="0"> <tr> <td>1 ひとり親家庭専門相談事業</td> <td>2 母子家庭ファミリーホーム事業</td> </tr> <tr> <td>3 母子緊急一時保護事業</td> <td>4 ひとり親家庭資格取得講習授業料助成事業</td> </tr> <tr> <td>5 緊急一時保護ホテル宿泊費助成事業</td> <td>6 地区母子会活動助成事業</td> </tr> <tr> <td>7 その他ひとり親家庭の自立支援に資すると認められる事業</td> <td></td> </tr> </table>			1 ひとり親家庭専門相談事業	2 母子家庭ファミリーホーム事業	3 母子緊急一時保護事業	4 ひとり親家庭資格取得講習授業料助成事業	5 緊急一時保護ホテル宿泊費助成事業	6 地区母子会活動助成事業	7 その他ひとり親家庭の自立支援に資すると認められる事業	
1 ひとり親家庭専門相談事業	2 母子家庭ファミリーホーム事業									
3 母子緊急一時保護事業	4 ひとり親家庭資格取得講習授業料助成事業									
5 緊急一時保護ホテル宿泊費助成事業	6 地区母子会活動助成事業									
7 その他ひとり親家庭の自立支援に資すると認められる事業										

子育て支援・生活の場の整備

再掲	ひとり親家庭総合支援事業	[実施主体:区市町村] 福祉保健局
<p>* 「 相談体制の整備」参照</p>		

ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	[実施主体:区市町村]	福祉保健局
家事や育児等の日常生活を営むのに著しく支障をきたしているひとり親家庭に対し、一定の期間、家事や育児などを行うホームヘルパーを派遣する市町村を支援します。		
都営住宅の優先入居		都市整備局
ひとり親家庭の生活の場を確保するため、都営住宅あき家の当選倍率の優遇制度、ポイント方式によるあき家住宅募集、母子アパートへの入居、母子生活支援施設特別割当等により、住宅を提供します。		
母子生活支援施設の環境改善等		福祉保健局
老朽化した施設について、利用者の安全・安心の確保と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、施設の整備を計画的に進めます。		
婦人相談所・婦人保護施設の環境改善等		福祉保健局
老朽化した施設について、利用者の安全・安心の確保と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、施設の整備を計画的に進めます。		
母子緊急一時保護事業		福祉保健局
緊急に保護の必要な母子家庭等を一時保護し、その安全・安心を確保するため、緊急一時保護事業を実施します。		

(注) 保育事業、学童クラブの運営、子ども家庭在宅サービス事業等については、「次世代育成支援東京都市行動計画」目標1の事業一覧(1) 相談体制と子育て支援ネットワークの強化、(2) 子育て支援サービスの整備促進、目標2の事業一覧(2) 都市型保育サービスの充実を参照してください。

経済的な支援

児童扶養手当・児童育成手当・母子福祉資金貸付		福祉保健局
母子家庭等に対する児童扶養手当の支給、ひとり親家庭に対する児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援します。 母子家庭等に対し、母子福祉資金の貸付を実施し、母子家庭等を経済的に支援します。 事業開始、事業継続、修学、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚、特例児童扶養の13種類		
ひとり親家庭医療費助成	[実施主体:区市町村]	福祉保健局
ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の助成を行う区市町村を支援します。		

おわりに

平成 15 年 3 月の「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」では、今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性の中で、国、都道府県、区市町村が、適切に役割を分担しながら、互いに連携することが必要であるとして、それぞれの役割が示されています。

国は、母子家庭等及び寡婦に係る施策や制度の企画・立案、効果的な施策展開のための調査・研究、母子家庭等及び寡婦施策に係る普及・啓発、関係者の研修等を行うとされています。

また、都道府県は、母子家庭等就業・自立支援センター事業等自ら実施すべき施策を推進するとともに、区市町村に対しては、施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策の検討に当たっての支援、広域的な観点からの支援を行うこととされています。

区市町村は、住民に身近な自治体として自ら実施すべき施策の推進とともに、ひとり親に対する相談、施策や取組についての情報提供を行うこととされています。

平成 14 年の母子及び寡婦福祉法の改正などにより、母子相談員の名称が母子自立支援員に改められ、配置が区市に拡大されるとともに、児童扶養手当支給事務の権限が区市町村へ移譲され、区市はひとり親家庭施策を実施する重要な役割を担うこととなりました。

このように、区市等においては、相談をはじめ、児童扶養手当、児童育成手当の支給、母子福祉資金の貸付、保育所への優先入所など、ひとり親家庭への総合的・継続的な支援体制を整備することが求められています。特に、全区市での母子家庭等自立支援給付金事業の実施や地域の母子福祉団体との連携による雇用機会の創出など、就業による自立支援の強化が求められます。

また、就業と子育ての両立のため、保育所や学童クラブ、子ども家庭在宅サービスの充実の取組も重要です。

こうした観点から、本計画では、都自らが行う施策と区市町村を支援する都の施策を取りまとめました。

ひとり親家庭への支援を充実していくためには、都と区市町村が連携協力し、児童相談所、保健所、福祉事務所、子ども家庭支援センター、保健センターなど、それぞれの持つノウハウを活かしていくことが必要です。

また、就業、福祉、住宅などを所管する国、都、区市町村の各部署が緊密な連携のもとに、施策を推進することが求められます。

さらに、母子寡婦福祉団体やNPOなど、関係の団体との連携も重要です。地区母子福祉団体は、ひとり親家庭が気軽に相談や交流ができる場づくり、情報提供など、地域のひとり親家庭支援の中心的役割が期待されるとともに、民生・児童委員は相談や制度の情報提供、助言などの役割が期待されます。

また、NPO団体には、当事者団体として、ピアカウンセリングを活用した相談など、きめ細かな相談援助が期待されています。

本計画の策定にあたっては、国、都、区市に加え、学識経験者、母子寡婦福祉協議会、母子生活支援施設、東京商工会議所の代表など、幅広い立場から議論を行いました。

今後、都においては、本計画に基づき、行政内部の連携、行政と民間との連携、民間相互の連携など、関係者間の連携を進めながら、ひとり親家庭施策の充実に努めていきます。

東京都ひとり親家庭自立支援計画

統計資料

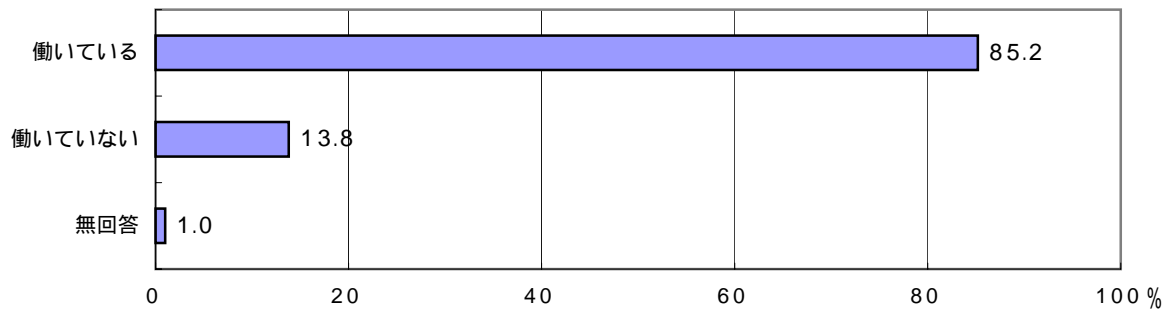
全国と東京都の離婚件数、離婚率

年次	全 国		東 京	
	離婚件数	離婚率 (人口千対)	離婚件数	離婚率 (人口千対)
昭和39	72 306	0.74	8,989	0.85
昭和40	77 195	0.79	9,834	0.90
昭和41	79 432	0.80	10,302	0.94
昭和42	83 478	0.84	10,961	0.98
昭和43	87 327	0.87	10,993	0.97
昭和44	91 280	0.89	11,761	1.03
昭和45	95 937	0.93	12,297	1.08
昭和46	103 595	0.99	13,188	1.15
昭和47	108 382	1.02	13,999	1.21
昭和48	111 877	1.04	13,807	1.19
昭和49	113 622	1.04	14,053	1.21
昭和50	119 135	1.07	14,503	1.24
昭和51	124 512	1.11	15,002	1.28
昭和52	129 485	1.14	15,114	1.29
昭和53	132 146	1.15	15,394	1.32
昭和54	135 250	1.17	15,473	1.32
昭和55	141 689	1.22	15,969	1.37
昭和56	154 221	1.32	17,396	1.50
昭和57	163 980	1.39	18,077	1.55
昭和58	179 150	1.51	19,548	1.66
昭和59	178 746	1.50	19,239	1.63
昭和60	166 640	1.39	17,955	1.52
昭和61	166 054	1.37	18,271	1.53
昭和62	158 227	1.30	17,152	1.44
昭和63	153 600	1.26	16,884	1.41
平成1	157 811	1.29	17,593	1.48
平成2	157 608	1.28	17,935	1.51
平成3	168 969	1.37	19,400	1.63
平成4	179 191	1.45	20,211	1.70
平成5	188 297	1.52	21,114	1.78
平成6	195 106	1.57	21,372	1.81
平成7	199 016	1.60	21,548	1.83
平成8	206 955	1.66	22,273	1.89
平成9	222 635	1.78	23,690	2.00
平成10	243 183	1.94	25,685	2.16
平成11	250 529	2.00	26,375	2.21
平成12	264 246	2.10	27,032	2.24
平成13	285 911	2.27	28,593	2.35
平成14	289 836	2.30	28,780	2.34
平成15	283 906	2.25	28,211	2.28

厚生労働省「人口動態統計」

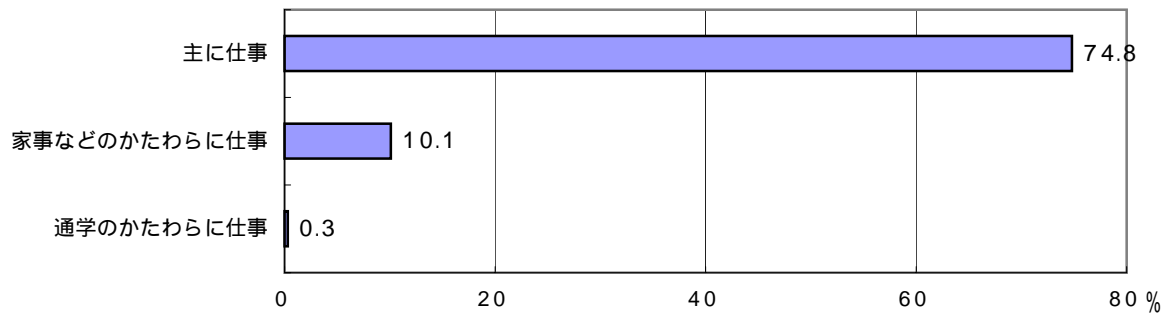
母子家庭

就労状況（総数595）



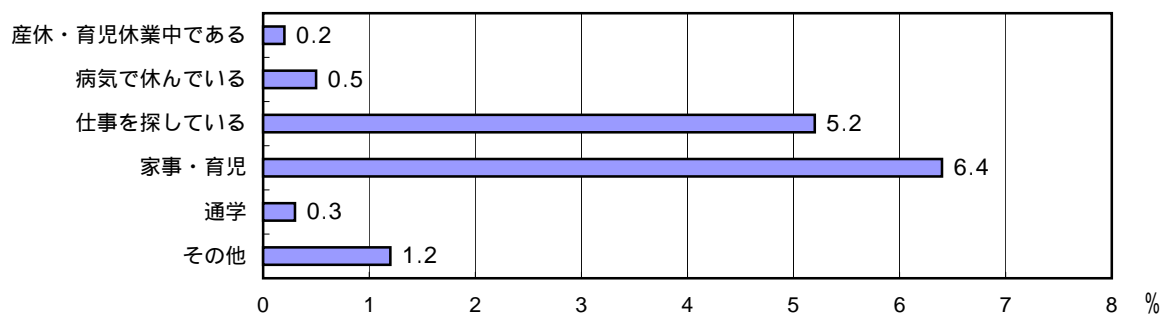
「平成14年度東京都社会福祉基礎調査報告書」

働いている母の内訳（総数507）

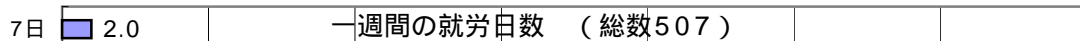


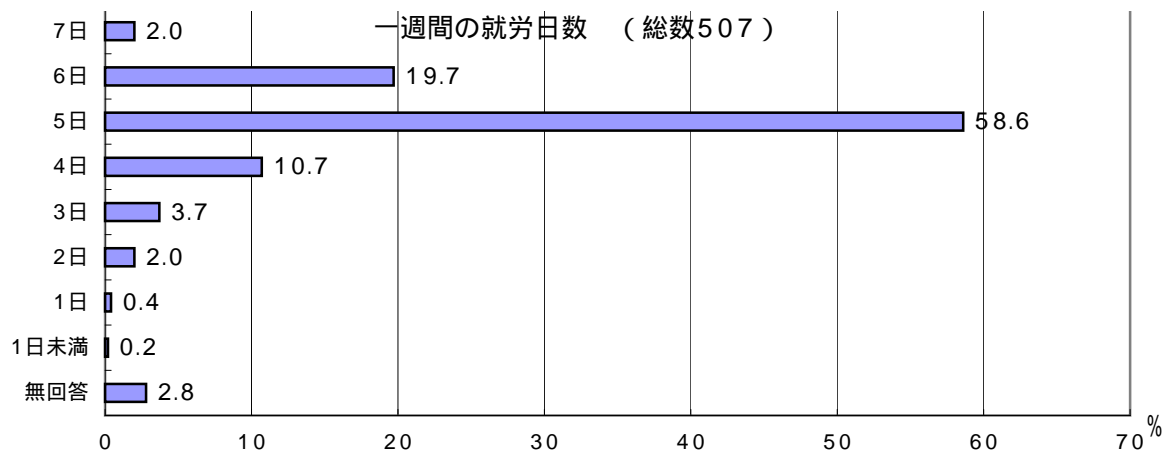
「平成14年度東京都社会福祉基礎調査報告書」

働いていない母の内訳（総数82）

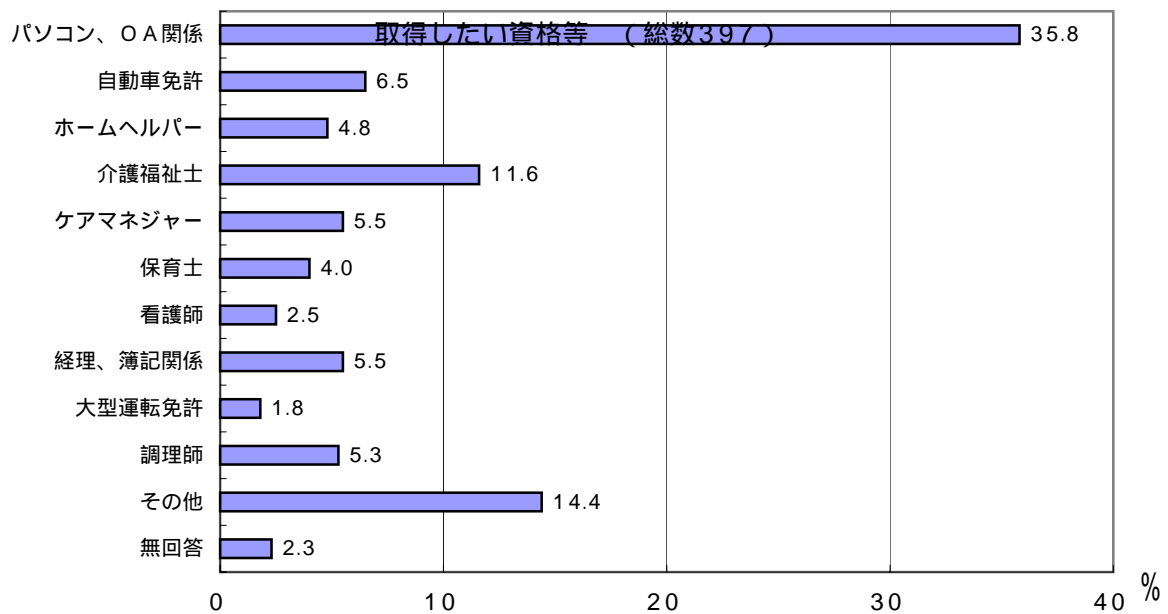


「平成14年度東京都社会福祉基礎調査報告書」





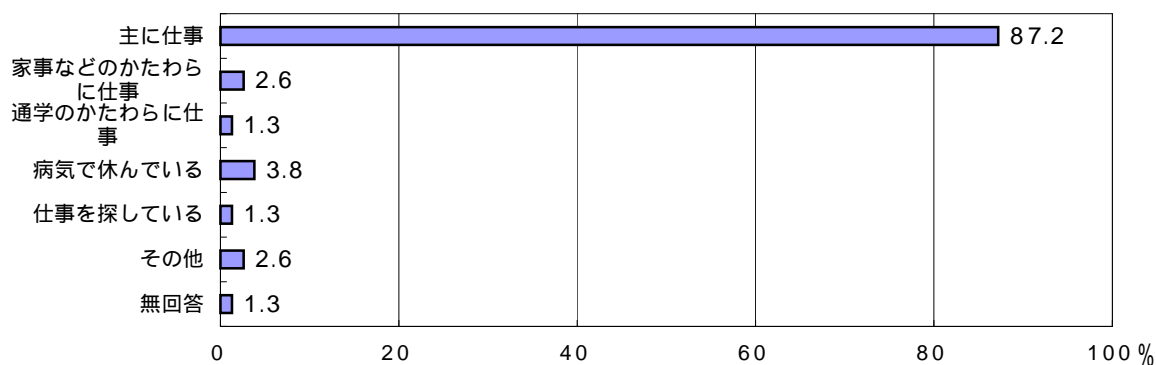
「平成14年度東京都社会福祉基礎調査報告書」



「平成14年度東京都社会福祉基礎調査報告書」

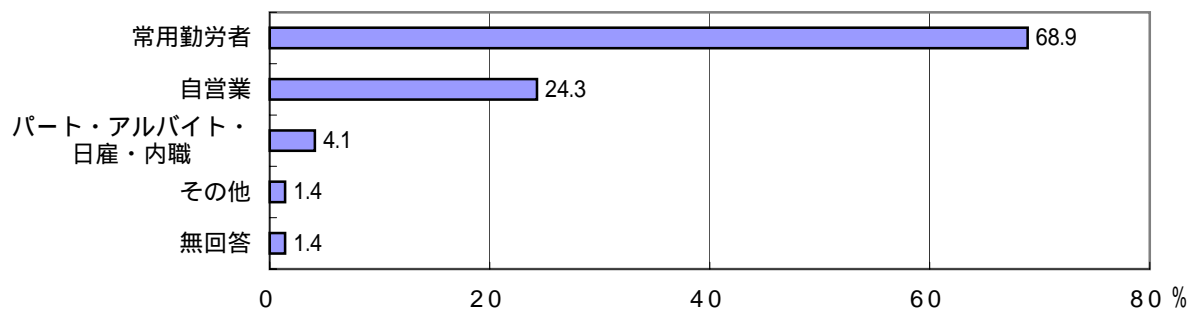
父子家庭

就労状況 (総数78)



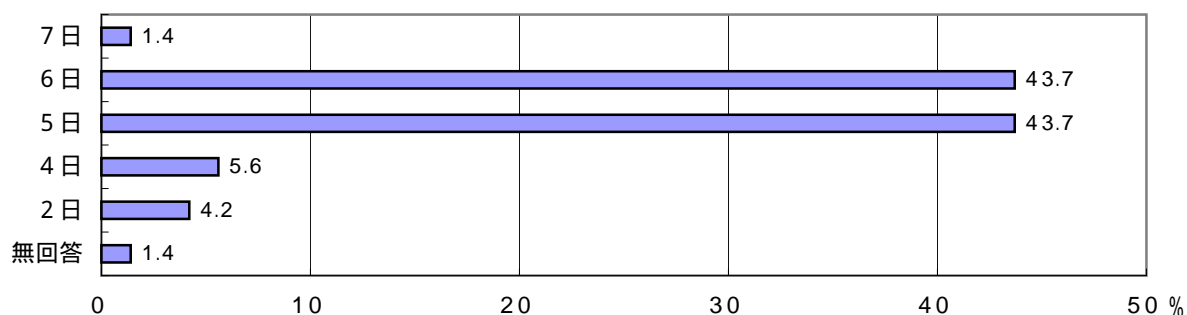
「平成14年度東京都社会福祉基礎調査報告書」

雇用形態 (総数74)



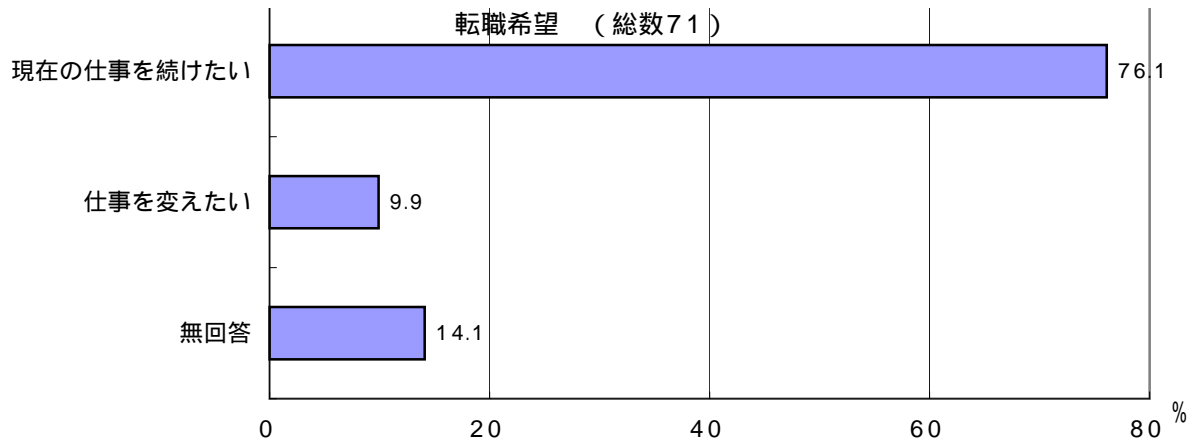
「平成14年度東京都社会福祉基礎調査報告書」

一週間の就労日数 (総数71)

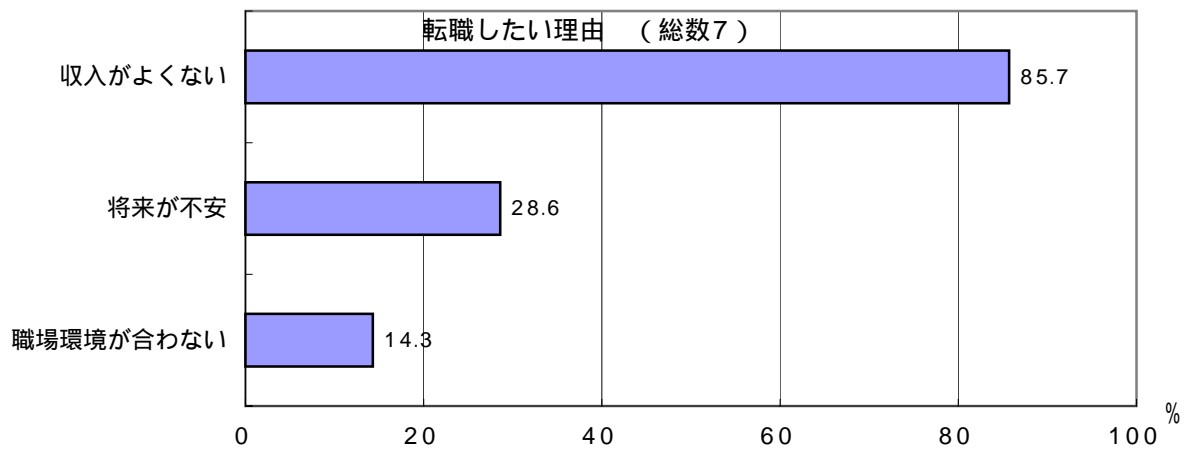


「平成14年度東京都社会福祉基礎調査報告書」

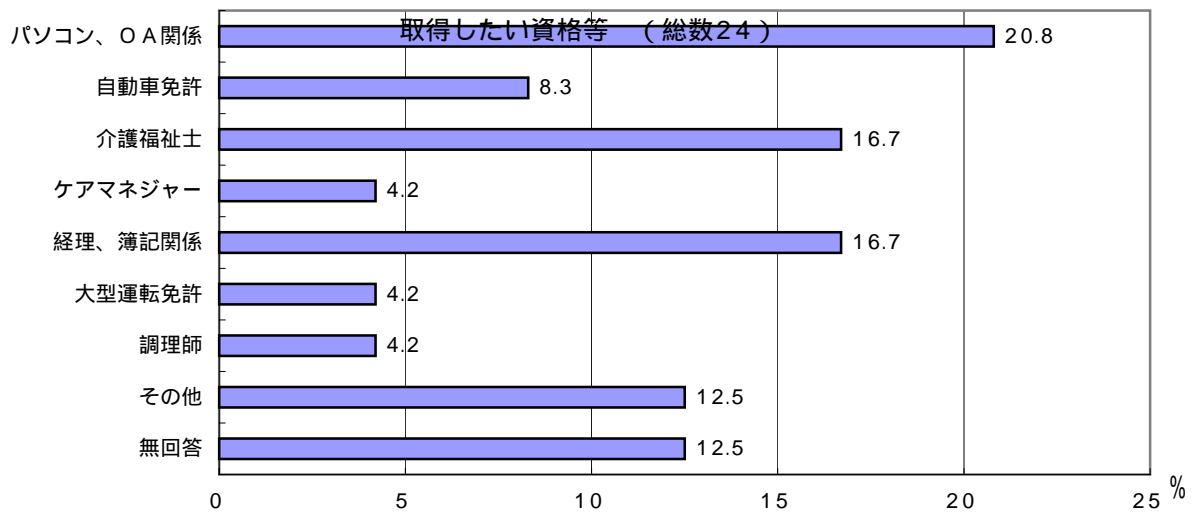
転職希望 (総数71)



「平成14年度東京都社会福祉基礎調査報告書」

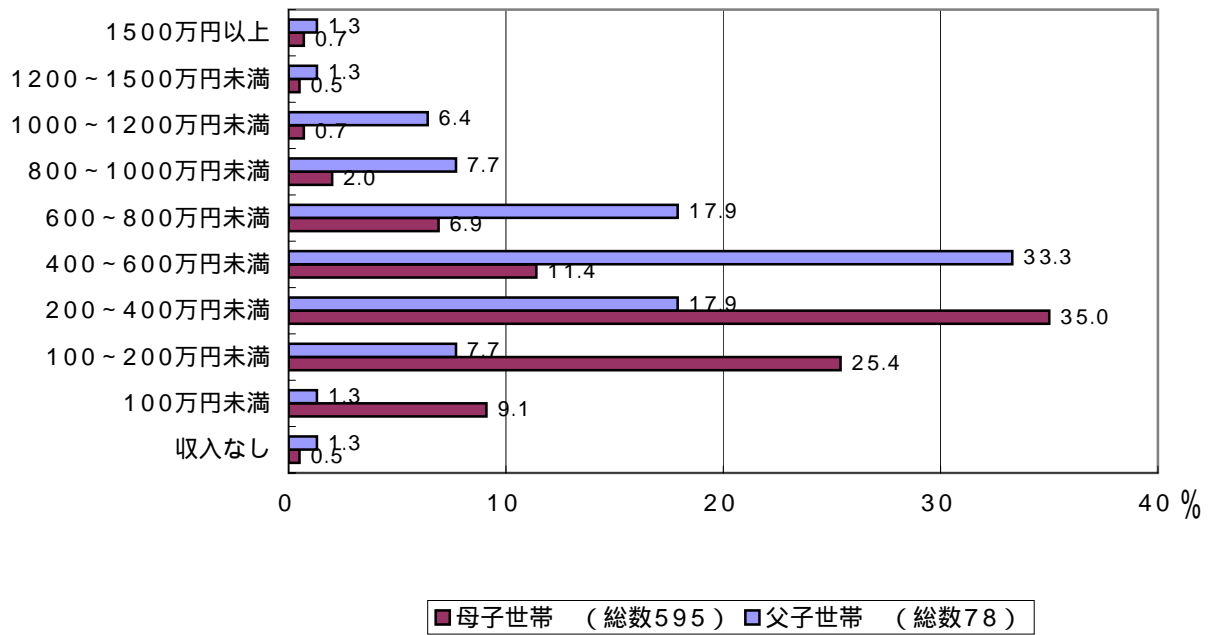


「平成14年度東京都社会福祉基礎調査報告書」



「平成14年度東京都社会福祉基礎調査報告書」

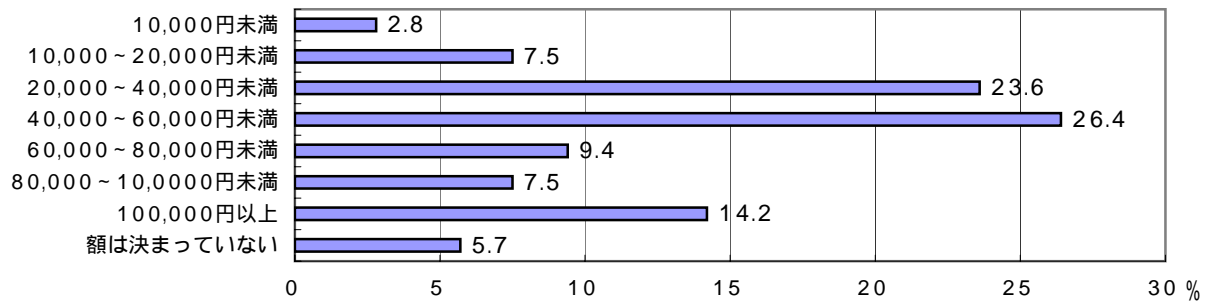
世帯間の年間収入（20歳未満の子どもを養育する世帯）



「平成14年度東京都社会福祉基礎調査報告書」

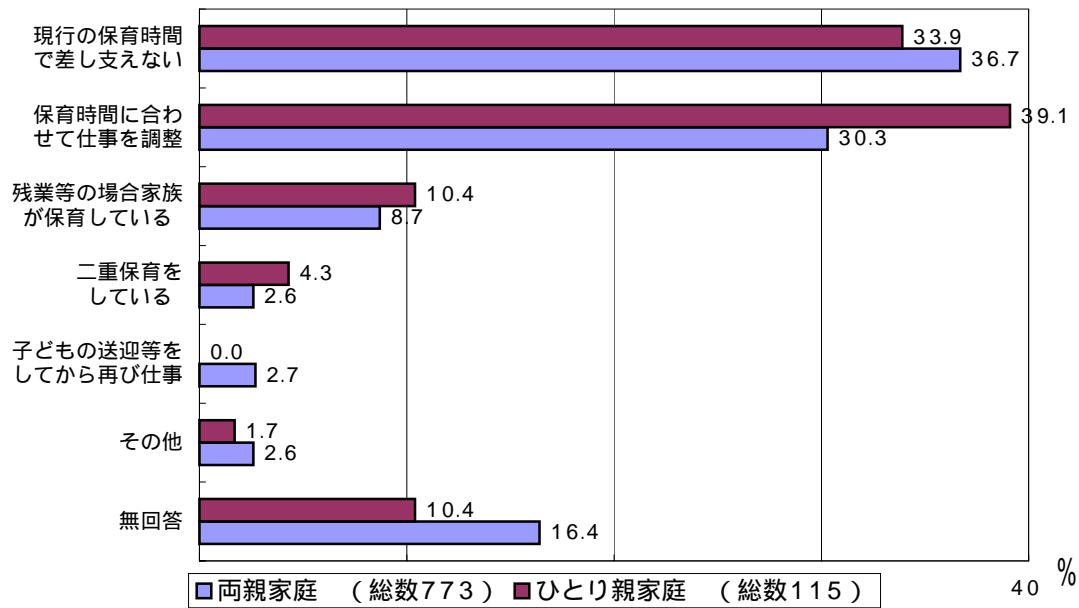
養育費の月額

総数(106)



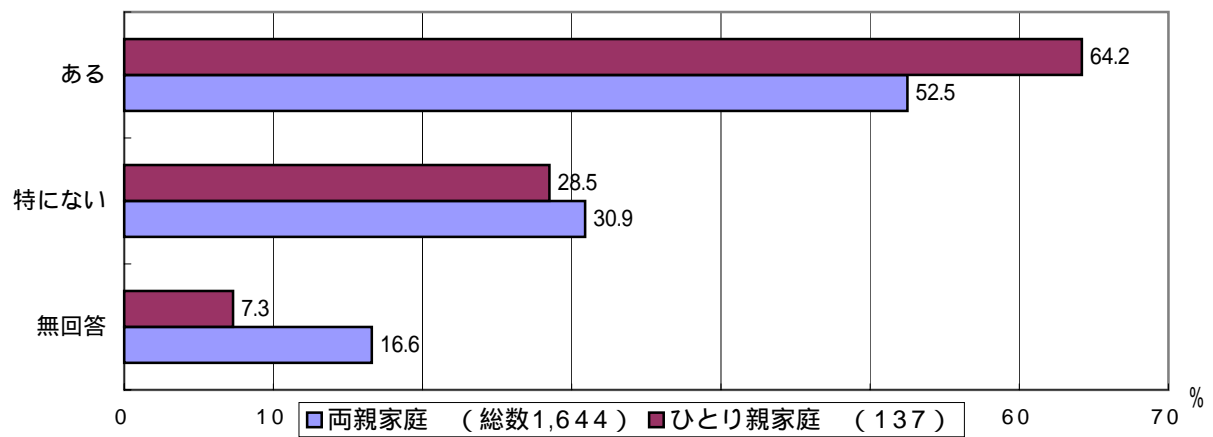
「平成14年度東京都社会福祉基礎調査報告書」

保育時間と勤務時間の関係



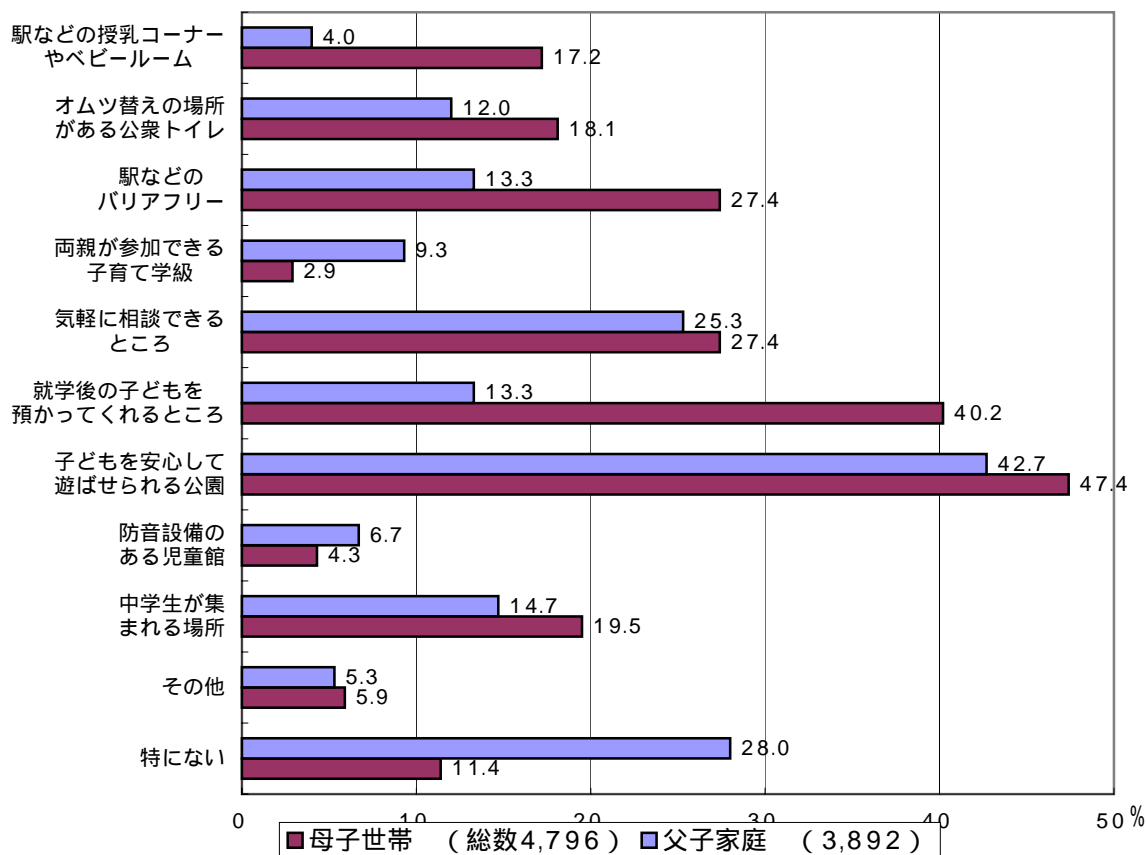
「平成14年度東京都社会福祉基礎調査報告書」

子どもを預けていて不満に思うこと



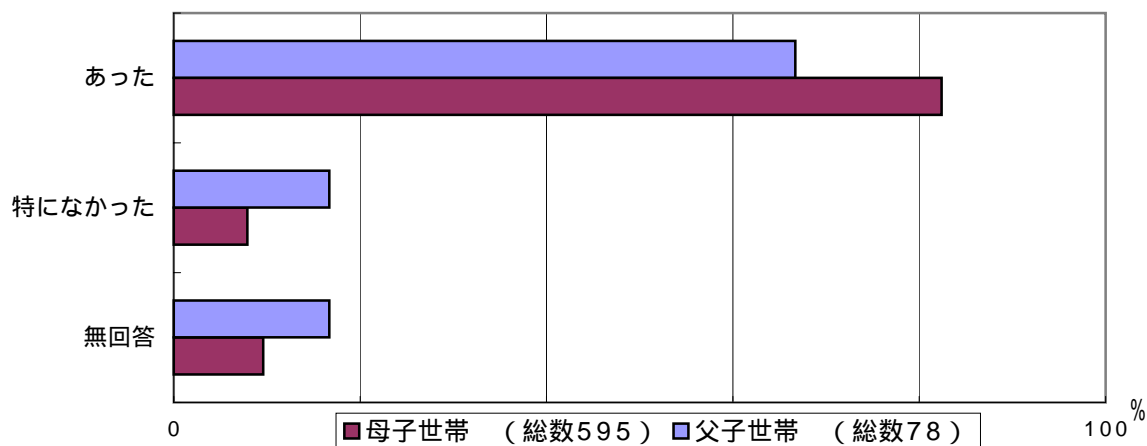
「平成14年度東京都社会福祉基礎調査報告書」

子育てをする上で整備して欲しいもの



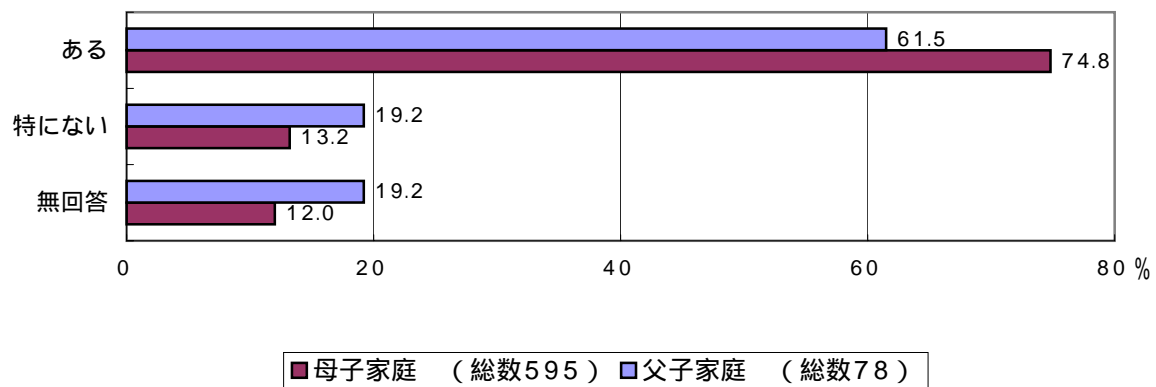
「平成14年度東京都社会福祉基礎調査報告書」

離婚当時困ったこと



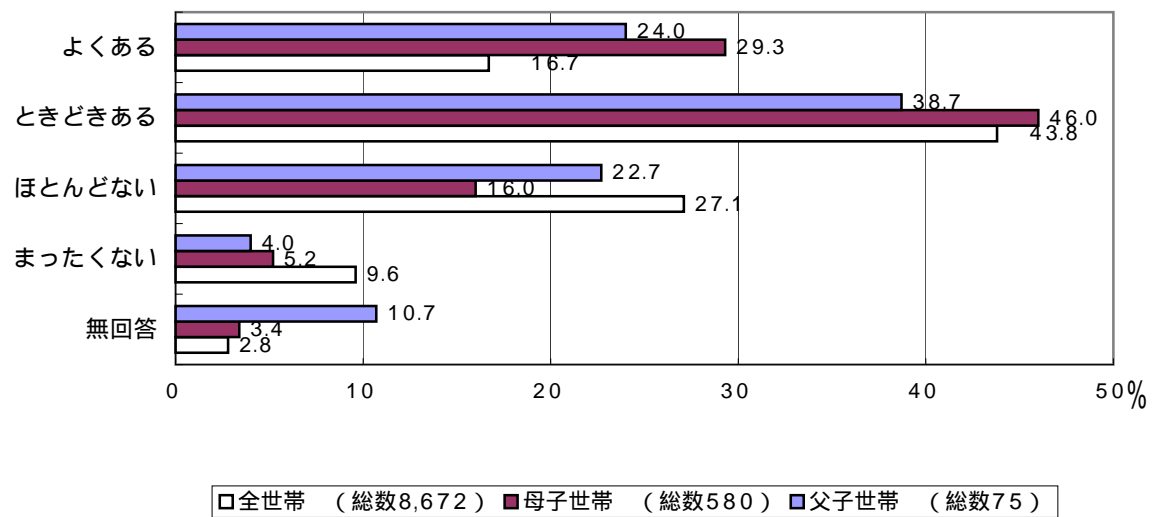
「平成14年度東京都社会福祉基礎調査報告書」

現在困っていること



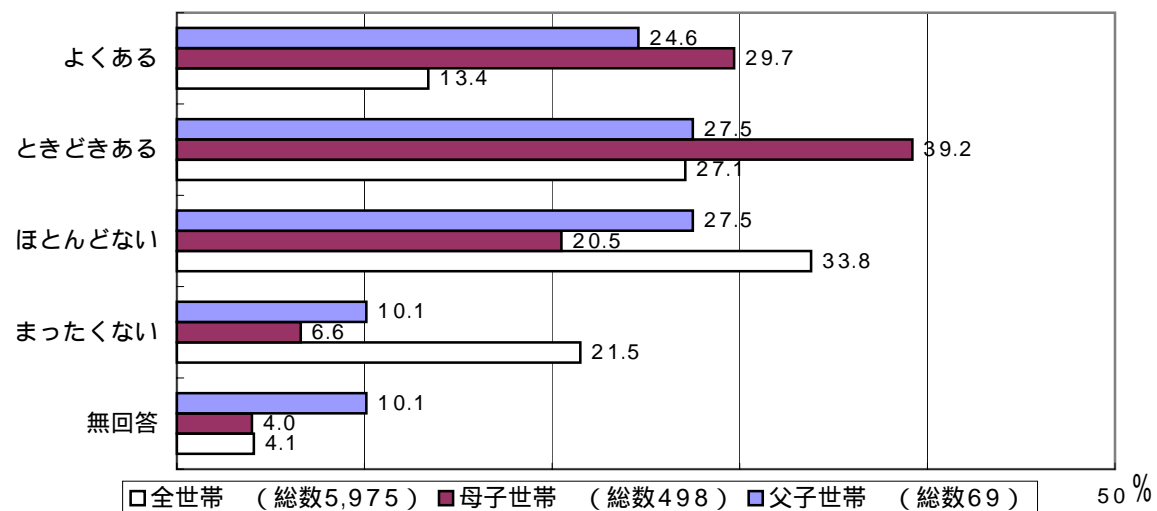
「平成14年度東京都社会福祉基礎調査報告書」

悩みやストレス (子どもの教育のこと)



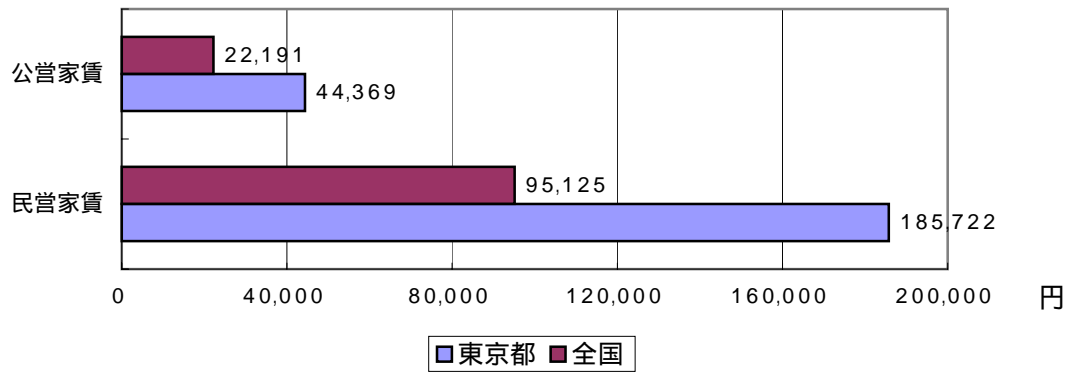
「平成14年度東京都社会福祉基礎調査報告書」

悩みやストレス (子育てと仕事の両立)



「平成14年度東京都社会福祉基礎調査報告書」

一畳あたりの家賃



総務省「平成14年家計調査」